

大刀洗町告示第38号

平成30年第18回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年 8月22日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成30年 9月 5日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎

黒木 徳勝

森田 勝典

林 威範

平田 利治

松熊武比古

長野 正明

平田 康雄

高橋 直也

平山 賢治

花等 順子

山内 剛

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

平成30年 9月 5日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 報告第6号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

日程第5 承認第5号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第6号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 同意第4号 教育長の任命について

日程第8 同意第5号 大刀洗町農業委員会委員の任命について

日程第9 議案第27号 大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第28号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について

日程第11 議案第29号 町道の認定について

日程第12 議案第30号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について

日程第13 議案第31号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第14 議案第32号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第15 認定第1号 平成29年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成29年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
 - ①請願等の報告
 - ②検査結果の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 報告第6号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について
- 日程第5 承認第5号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第6号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 同意第4号 教育長の任命について
- 日程第8 同意第5号 大刀洗町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第27号 大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第28号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第11 議案第29号 町道の認定について
- 日程第12 議案第30号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第31号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第32号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 認定第1号 平成29年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第4号 平成29年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第5号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	健康福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
会計課長	……………	佐田 裕子	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	財政係長	……………	早川 正一
総務係長	……………	堀内 智史	企画係長	……………	福岡 信義
監査委員	……………	秋吉 淑子			

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。町民の方には、早朝より傍聴においでいただき、誠にありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。ただいまから、平成30年第18回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番、平田利治議員、6番、松熊武比古議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） 皆様、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。

9月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は平成30年8月29日午前9時30分から、協議会室において開催し、出席委員は5名でした。山内議長及び執行部から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は、9月5日から21日までの17日間と決定いたしました。

会期17日間の内容でございます。

まず、本日は議会日程に従って順次議案を上程して、議案審議を進めていただきます。

各会計決算認定については、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、6日木曜、7日金曜、10日月曜、11日火曜日に審議していただきます。

8日土曜日、9日日曜は、休会といたします。

11日の午後は総務文教厚生委員会を開催し、請願の審査をいたします。

12日水曜日は、本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

13日木曜日から17日月曜まで、休会といたします。

18日火曜日は、全員協議会を開き、自由討議を行います。

19日水曜、20日木曜は休会といたします。

21日金曜は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここにお願いいたしまして、報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から9月21日までの17日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間に決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

請願の付託報告を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告をいたします。また、陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、監査委員より、平成30年5月末日分、6月末日分、7月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告をお願いします。

まず、総務文教厚生委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） おはようございます。総務文教厚生委員長の安丸眞一郎です。閉会中の委員会報告を行います。

委員会では、視察に先立ち、7月25日に委員会を開き、所管事務調査を行いました。担当の住民課長より、大刀洗町の一般廃棄物処理及びリサイクルについての経過報告など、ごみ処理の現状と近年の新たな施策及びごみ行政の今後の課題などについて認識を深めたところです。

ごみ処理、環境問題をテーマに、去る8月1日から2日の両日、視察研修を行いました。

まず、8月1日の午前9時半から、大刀洗町も構成自治体であります筑前町の廃棄物再生処理センター・サンポートを視察しました。

サンポートは、御承知のとおり、平成15年4月に稼働開始しております。現在15年が経過し、老朽化も進んでおります。29年度より、4年計画で炉の改修も行われておりますが、炉の稼働率は95%と高く、構成自治体内で2年連続して水害が発生したため、「災害ごみの対応が課題であった」との報告を受けたところであります。また、同施設は、地元との協定により平成39年度までとなっており、その後についての計画を早急に協議すべきであるということも課題としてあります。

また、施設内のリサイクル工房は、環境について学習する機会を提供するとともに、自転車や家具などを中心に再生し、年4回のリサイクル展示会を開催、再生利用とごみ減量化を進める取り組みが行われています。

構成自治体の中でも、大刀洗町の利用者がきわめて少なく、住民へのPRが必要と感じたところです。

午後からは、使用済み紙おむつのリサイクルに取り組む大牟田市のトータルケア・システム株式会社を視察しました。

同事業所は、水と分離剤によって、水溶化処理システムによって、使用済み紙おむつをパルプ、プラスチック、汚泥に分離しており、パルプは住宅の外壁などの建築資材に、プラスチックは固形燃料、汚泥は土壌改良材と、それぞれ再資源化されております。焼却処理に比べて、二酸化炭素の排出量を約40%削減できるとのことでした。

同事業所では、現在、介護施設や病院など約200施設より、非感染性の使用済み紙おむつを受け入れており、自治体では大木町が日本初のリサイクルに取り組み、平成23年度より事業を受託。最近では、みやま市からも受託しているとのことでした。1日当たり約16トン、年間約5,000トン処理しており、うち約200トンが大木町、みやま市分に該当するとのことでした。

大刀洗町も、使用済み紙おむつの分別回収を始めたところですが、現在は焼却処理をしているので、今後はリサイクルを目指し、回収量の分析、大木町などとの連携も考慮した運搬方法や費用負担について、具体的な検討を委員会としても求めていきたいと考えております。

翌8月2日は、水俣市を視察しました。

水俣市は、チッソの工場ができた1908年から、チッソの発展とともに成長し、ピーク時の人口は5万人を超えていたとのことですが、水俣病が1956年に公式確認されて以降、人口は減り、経済の停滞が始まり、現在の人口はピーク時のほぼ半減となっております。高齢化率も37%と高くなっており、平成4年に環境モデル都市づくり宣言をして、環境で町を再生する取り組みが進められています。

平成5年までは、ごみの分別は燃えるごみと燃えないごみの2分別だったけれども、住民説明

会を300回以上実施し、半年後には、市内全域で燃やすごみと資源ごみ・粗大ごみを19品目、合わせて20品目の高度分別を開始し、行政と住民が一体となった取り組みで現在に至っております。

なお、リサイクル率も40%を超えております。

また、平成29年度からは、生ごみの堆肥化の取り組みとして、生ごみ処理容器、通称「キエーロ」を無償貸与しており、現在380基が設置されているとのことで、うちの地域はキエーロと畑で生ごみを処理するので、生ごみの収集は要りませんと自主処理宣言をした地域もあるとのことでした。

視察の振り返りのための委員会を8月9日に開き、それぞれ委員から出された意見あるいは視察報告を受けた委員の所感として、「住民のごみに対する意識改革が一番大切であり、ごみ行政に対する理解と協力を得るための啓発を考えるべきである」「環境に負担をかけない取り組みや経済性だけで論じることはできない」、また、「住民が分別を進めることで、例えば資源売却益の還元など、メリットになる施策が有効である」「生ごみの堆肥化や紙おむつのリサイクルなど、行政と住民が一体となって進める必要がある」などの所感が述べられました。特に、生ごみ処理容器のキエーロについては、段ボールコンポストよりも耐久性があり、モデル地区を決定して取り組んではどうかなどの意見が出されたところです。

以上で、総務文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、建設経済委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。

○建設経済委員長（黒木 徳勝） 建設経済委員長の黒木徳勝です。それでは、閉会中の委員会報告をいたします。

建設経済委員会は、7月の17日から18日にかけて、17日が宮崎県の綾町に視察に行ったところです。

綾町につきましては、平成20年度の人口が7,345人と、面積が95.19平方キロメートルというふうな地域でございます。

まず、研修内容につきましては、自然を生かした産業観光についてというふうなことで視察をしたところです。

綾町につきましては、照葉樹林の自然を生かした照葉大吊橋また綾川湧水群というふうなことで、名水百選にも選ばれておる地域でございます。そして、先日の西日本新聞にも載ったかと思えますけれども、綾町の前町長は、森林セラピーというように活用されて、自然を生かしたことで、ユネスコエコパークというふうなことを登録されております。そして、2012年に認定されているところでございます。

そういうことで、まず、自然を生かした産業を観光いたしました。

8月完成というふうなことで、一番大事な阿蘇の大橋につきましては、非常にやっぱり災害のひどさで、現在工事をしておりますけれども、2年後に完成予定というようなことでございます。その横に通っております南阿蘇鉄道につきましても、2年後に復旧予定というようなことで説明を受けたところです。

そういう中において、南阿蘇村の消防団の確保についてはどうだろうかというようなことでお聞きしたところ、消防団につきましては定数が570名、現団員数が558名、そして団長、副団長が6名、分団長が18名というふうなことで、そのような活動につきましては、いろんな活動の中で、特に災害の場合については、救出に援助活動を初め、警備、交通誘導、給水支援、物資の搬入等の活動をしてもらっているとの報告を受けました。しかし、やはり現状では、当町と同じように団員の確保が非常に厳しいというふうなことでございます。

当町といたしましても、災害のときの役割として、議員としての適切な対応を図るために、執行部との連携を図ることが大事だというふうなことを考えたところです。

以上をもって、委員会報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。

159号は、6月定例会の前後に7回の会議を開き、作業も挟みながら編集・校正を行いました。8月3日に発行しております。

続きまして、160号の編集及び発行につきましては、9月3日に委員会を開き、日程、担当等について協議を行ったところであります。10月26日の発行を目指しております。

2点目、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中、17件の記事を更新しております。内容は、本会議、委員会の案内と結果、行政視察に関すること、委員会活動に関すること、その他であります。

3、その他議会の広報に関する活動。

9月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところであります。また、8月17日に広報委員会を開き、所管事務につき協議を進めたところであります。議会ホームページや編集要項、編集マニュアルの充実、委員の任期等について、今年度中に改善を図りたいと考えております。

4、視察受け入れについて。

6月に福島県広野町から、7月に埼玉県戸田市議会から視察にお越しいただきました。また、

宮城県黒川地方町村議長会、京都府町村議長会、福岡県苅田町、石川県志賀町の各議会の皆様に対しても、議会活性化とあわせて広報の取り組みを説明させていただいたところであります。

今月以降も視察の受け入れを予定しておりますので、双方の経験や課題を考慮したいと楽しみにしております。

以上、議会広報委員会の委員長報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、議会運営委員会、森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） 議会運営委員長の森田勝典でございます。

私たち議会運営委員会は、7月の23日、日向市議会、7月24日、大分県佐伯市に研修にまいりました。

まず、日向市議会の内容でございますが、日向市の概要ということで、ここは地域面積が337平方キロメートルあります。これは、当町の約1.5倍。人口は6万1,800人、当町の4倍ということで、そして議員さんは現員数で20名ということでございます。それから、議会事務局の職員の方も6名と、たくさんいらっしゃいます。

研修内容でございますが、議会改革特別委員会で、協議フローを定めず、協議項目を選定し、早期・中期・長期に仕分けしていらっしゃるということです。議会内部で計画可能なもの、当局との協議が必要なものに分けて、議会運営委員会、全員協議会で確認し当局に申し入れする。その後、改革の実行に進むということでございます。まず早期に取り組むものとは、これまでの取り組みについて、総括、申し合わせ事項の再確認を厳守するというところでございます。

一般質問については、重複質問を会派内で調整していただく。他の議員の一般質問は、製本されるまで公開しないというふうに決められております。それから、本議会に関することですが、議案質疑、質疑の意義を徹底する。所属委員会の質問はしないと。それから、一般・特別会計、当初予算及び条例等は本議会で質疑を行い、その後、各常任委員会に付託するというところで、質問時間でございますが、35分間ということです。答弁を含めて70分ということで、質問議員数は1日おおむね4人とし、4日間行われるということでございます。

それから、議会報告会でございますが、議会報告会は市内12カ所で毎年9月、議会終了後、4班に分かれて実施するというところでございます。時間は、19時から20時30分の1時間30分です。ただし、自分の出身地区には行かないということらしいです。それから、報告会で出された意見は各会場ごとまとめ、市長に報告して提出するというところでございます。

議会基本条例制定後の進捗管理はどういうふうになっておるかとお申しますと、施行から2年経過をめぐり、評価を実施するというところでございます。

そこで、所感でございますけど、ここの市議会も、どこでも一緒だと思いますけど、市民にわかりやすく透明性の高い議会、常に市民の視点で考え行動する議会、市民から信頼され期待される

議会を目指しますと、市民と約束されております。これは大変いいことだと思っております。私たち大刀洗町議会も参考にしていかなければならないかと痛感いたしました。

次に、24日でございます。

24日は、大分県佐伯市にお伺いいたしました。この佐伯市というのは、概要でございますが、面積は903という広大な土地でございます。九州一面積が広い市というふうにならっしゃいます。人口は、7万2,500人。議会の定員が、今のところ25人、議会事務局員は7人いらっしゃいます。

研修内容でございますが、議会改革の進捗状況ということでございます。議会改革委員会で、平成27年6月から28年11月まで27回にわたり、基本条例の検証を核とし、3常任委員会への移行、そして議員の欠席の取り扱い、議会提出、議員報酬、さらに正副委員長報酬と、多岐にわたり議論されております。議員の活動を通じて市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させるためにも、議員の知識・知見で不断の見直しを期待するというところでございます。

それから、議会モニターに関するところでございますが、議会モニターは、ここは私たちとちょっと違まして、モニターの数は、一般モニターが定数20名、そのほかに市民団体モニター、定数30団体。この団体というのは、消防団とか社会福祉協議会、医師会、商工会等々、約23団体に委嘱してモニターを組み上げているようでございます。

議会報告会でございますが、中学校区が15区もあり、日程調整が大変なようでございました。議員の編成及び開催日は抽選により決定する。各班5議員の編成とされております。議会報告会で出された意見を各会場ごとに取りまとめ、市長に報告されております。

それから、議会政策の取り組みについてということでございますけど、これはちらっとお話だけ聞いたんですが、主なテーマは、祖母・傾・大崩のユネスコエコパークについてとか、空き家等の適正な管理に関する条例に向けてということ、現在行っているようでございます。

ここも、私たちと同じで、一生懸命住民のほうに耳を傾けて頑張っていると思っておりますが、私たちも大刀洗町議会としてしっかり頑張って、町民に期待される議会を作り上げることが本当に大切なことだと痛感いたしました。

以上でございます。

○議長（山内 剛） これで議長報告を終わります。

町長より、挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成30年第18回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、平成30年7月豪雨では、全国で死者・行方不明者230名、家屋の全壊6,206戸、半壊9,764戸など、甚大な災害となっています。被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられました皆様の御冥福と一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

また、今回の豪雨では、久留米市を初め近隣の市町でも、筑後川に流れ込む支川の内水氾濫により、多数の床上浸水などの被害が発生しています。

大刀洗町におきましても、6日に約260ミリの降雨があり、小石原川が氾濫危険水位を超えたため、小石原川左岸地区に避難勧告や避難指示を発令し、299名の方が中央公民館や健康管理センターに避難されたところです。本町では、人的被害はありませんでしたが、大刀洗川及び小石原川が数カ所で決壊し、水稻や野菜に被害が生じたほか、冠水や土砂流入により、農地や農業用施設、機械等に大きな被害が生じております。また、菅野橋の落橋を初め、道路冠水による県道や町道の通行止めが多数発生したことに加え、住居の床下浸水も13件発生しています。

現在、農地や農業用施設等の被害については、農業災害復旧に向けて、県の農林事務所等と協議しており、菅野橋についても、公共施設災害復旧に向けて、国の筑後川河川事務所などと協議しているところであります。これからも台風シーズンが続きますので、今回の災害対応の教訓も踏まえ、災害対応に当たってまいります。

さて、平成29年度一般会計決算については、歳入が70億9,289万円、歳出が65億8,031万円となり、実質収支額は4億2,145万円の黒字、実質単年度収支は1,749万円の赤字となっています。

歳入では、地方交付税が2.5%の減となった一方、町税が2.3%の増、ふるさと応援寄附金が5倍に増加したことにより、歳入全体では8%の増となっています。

歳出では、昨年度も扶助費が2.5%増加したことに加え、ふるさと応援寄附金事業委託料等の増加に伴い、物件費が32.3%増加し、歳出全体では8.1%の増となっています。詳細については、今議会の決算特別委員会において報告させていただきます。

今年度も5カ月を経過したところですが、第5次大刀洗町総合計画の策定を初め、大堰地区の定住促進住宅、各種証明書のコンビニ交付、北部地区での基盤整備、国道322号バイパス、大刀洗学童保育所の整備など、必要な施策を進めています。

また、本年度の普通交付税が決定されましたが、臨時財政対策債を加えた当町の実質的な交付決定額は18億5,800万円と、昨年比べ約3,000万円の減額となっています。今後、社会保障経費の増額等に伴い、財政状況は厳しさを増すと予想されますので、健全財政を維持しながら、住民サービスが低下することがないように、効果的な財政運営に努めてまいります。

今年度、町長就任11年目を迎え、7月から町政報告会を実施しています。これまでに17行政区で実施したところであり、各行政区からいただいたさまざまな御意見については、今後の町

政への参考とさせていただきたいと考えております。

さて、今議会には、自動車事故の損害賠償額の報告1件、平成29年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定5件、専決処分の承認2件、教育長及び農業委員会委員の任命の同意2件、条例や規約の改正2件、町道認定1件、一般会計及び特別会計の補正予算3件を提案いたしております。いずれも重要な案件を提案していますので、慎重に御審議いただきまして、最後には承認していただきますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4．報告第6号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（山内 剛） 日程第4、報告第6号町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 皆様、おはようございます。建設課の田中でございます。

それでは、報告第6号町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について御説明いたします。

議案書の表紙をご覧ください。

町道の管理瑕疵による自動車事故の賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年7月9日付で専決処分したので、同法同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

1 ページ目をご覧ください。

1、事故の概要ですけれども、平成30年5月10日午後7時56分ごろ、三井郡大刀洗町大字栄田2054番地先にて、ヤマト運輸株式会社の配送車が走行中、大刀洗町が管理する町道東部栄田1号線のグレーチングがはね上がり、車両底部にある燃料タンクを破損させたものでございます。

相手方は、ヤマト運輸株式会社筑後小郡支店長、中山涼介氏でございます。

3の過失割合は、町道の管理瑕疵ということで、大刀洗町100%となっております。

4の損害賠償額は5万6,311円で、支払いの方法は、町が加入しております全国町村会総合賠償保険から、相手方が指定した修理業者の指定口座への振り込みにより行っております。

以上で報告を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。

ちょっと概要について少し解明を求めたいと思いますけども、町道のグレーチングのはね上がりということですが、これは町道を横断している側溝に乗っている分のグレーチングでしょうか。それとも、町道と並行している側溝にかかっている分のグレーチングのはね上がりでの車両の損傷なんでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） ちょうど交差点部にありまして、町道を横断するような形で設置されているグレーチングになります。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 発生時間が午後7時56分ということですが、それのはね上がりで損傷との因果関係といいますか、現場で確認されたのか、運送会社からの連絡による確認なのか、そこらあたりをちょっとお願いします。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） まず、運送会社のほうから連絡がございまして、自動車の走行記録のほうを確認しましたところ、この現場において10分程度の停車が認められたというところで、事故の確認をしております。

○議長（山内 剛） ほかにございせんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 結局、この位置の平面図がわからないので、どのような、車が来て、どこで事故があったかというようなことで、これを出すなら、やはり図面をつけて、どこのグレーチングがはね上がったかというふうなのを、「びしっ」とした図面を添付していただきたいと思います。

以上。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、後ほど図面のほうを御用意させていただきます。

○議長（山内 剛） よろしいですか。3番、森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） これを読みますと、車両底部にある燃料タンクを破損させたということですが、このタンクが例えば破れて、燃料の軽油等が漏れ、そしてそれが田んぼのほうなんかには影響はなかったんでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 燃料タンクのほうが破損といいますのは、へこんだというような形で、破れたわけではございません。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第5. 承認第5号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第5、承認第5号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。

それでは、承認第5号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由としましては、平成30年7月豪雨による農業災害及び公共土木施設災害に早急に対応するため、平成30年度大刀洗町一般会計において補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたものでございます。

それでは、議案書を3枚めくっていただいて、4枚目をご覧ください。

第1条に、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,517万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,576万7,000円とするということで、次に、6ページをご覧ください。歳出内容について御説明いたします。

7款2項1目道路維持費、補正額960万円、内訳としましては、まず、13節委託料30万円、これは町内巡視委託料、15節工事請負費930万円、2つありまして、まず1つが道路土砂の撤去で230万円、もう一つが通学路整備費で700万円でございます。

次、8款1項4目災害対策費、補正額106万1,000円、内容は職員手当ということで、7月の豪雨災害についての対応した職員の時間外手当が95万円と、そのときの管理職の特別手当で11万円1,000円となっております。

次に、9款2項1目教育費の一般管理費、補正額151万2,000円、内容は、15節の工事請負費151万2,000円、これは菊池小学校のブロック塀の改修工事でございます。

10款1項1目農業災害復旧費3,500万円、内訳としましては、13節の委託料2,500万

円、これは農業災害復旧委託料、15節工事請負費1,000万円、同じく農林災害復旧工事費の応急工事でございます。

次に、2目公共土木施設災害復旧費、補正額1,800万円、13節委託料700万円、これは公共災害復旧委託料、菅野橋の土質調査でございます。

次に、15節工事請負費1,100万円、内容は、公共災害復旧工事費の菅野橋の緊急対策費でございます。

次に、ちょっと戻って、5ページをご覧ください。5ページ、歳入の部でございます。

歳入につきましては、前年度繰越金を財源としております。

なお、この決済処分につきましては、7月23日に実施をしております。

以上で説明を終わります。承認いただけるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。

議案書6ページについてお尋ねします。

7款2項1目です。専決処分について、小学校のブロック改修とか災害復旧については問題ないというふうに感じておりますけども、この道路維持費、いわゆる8月の全協の中では、菊池小学校、県営住宅の東側の交差点の改良というふうに聞いておりますけども、本来であれば、これは定例会における補正等で上げるべきじゃないかというふうに感じておりますが、今回の専決に至った経緯をお願いします。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

山隈にあります菊池の県営団地のところに横断歩道が設置されることになりまして、夏休み中に、警察署のほうから、歩道の切り下げ工事を行ってほしいというような要望がございましたので、この専決にあわせて補正予算を組ませてもらったという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 経緯はわかりました。

ただ、工期が10月6日までで、現在も工事中だと現場確認しておりますが、そこらあたりの、夏休み中の工事であれば、指導のほうはどういうふうになされておりますでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 専決処分をいたしまして、入札をかけて、工事をしておったところですけども、当初、夏休み期間中での工事終了というところで目指しておりましたが、現在、安丸議員が言われるように、まだ工事は終わっていない状況でございます。その点につきましては、

早急に工事を終わらせたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。9番、高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 9番、高橋です。

6ページの工事請負費1,100万円、公共災害復旧工事費（菅野橋緊急対策）と書かれておりますが、主にどういった対策をされたのでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

工事費1,100万円につきましては、菅野橋の撤去に関する費用でございまして、国土交通省のほうからは早急な撤去を求められておりますけれども、今、出水期でございまして、工事ができない状況でございます。今、国土交通省と鋭意協議をしておるところですが、11月からの撤去に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかに、ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6 承認第6号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第6、承認第6号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、承認第6号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由としましては、平成30年7月豪雨により落橋した菅野橋において、補助災害復旧事業査定用調査及び詳細設計を行うため、平成30年度大刀洗町一般会計において補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためたために専決処分をしたものでございます。

それでは、議案書を3枚めくっていただいて、4枚目をご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,968万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,544万7,000円とするものでございます。

それでは、6ページをご覧ください。

歳出内容について御説明いたします。

6ページ、4款2項2目塵芥処理費でございます。66万円、内訳としては、13節委託料66万円、災害ごみ処理委託料でございます。これは、水害によって出たごみの焼却処分費でございます。

次に、10款1項2目公共土木施設災害復旧費、補正額3,902万円、内訳としましては、9節旅費52万円、13節委託料3,850万円でございます。

次に、上のページの5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

まず、17款1項1目基金繰入金として、3,850万円を財源としております。

次に、18款1項1目の繰越金として、118万円を財源としております。

以上、この専決につきましては、8月1日に専決処分をしております。

以上で説明を終わります。御承認よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 最終的に、今、専決処分を承認第5号で設計費、そこについて撤去費というようなことで上がってございましたけれども、今度の場合のこの説明がありませんでしたけれども、この委託料が、今度、復旧する金額か、そこら辺の内容が1点と、あと一つは、今度の場合の工事について、激甚災害に最終的に認定されたかどうか、そこら辺のことをもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 10款1項2目13節委託料の公共災害復旧委託料でございますけれども、これは国の災害査定を受けるための詳細設計業務を委託しているものでございます。激甚災害に指定されますと、通常3分の2の補助率が増嵩されるというところで、今のところ、まだ幾らの補助率になるかはわかっておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） ということは、これはまだ工事の、結局、架け替えの費用じゃなくて、これは設計料というようなことで考えていいのですか。そこ辺をちょっと。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） こちらの委託料は、災害査定用の設計と本復旧の設計の委託料となっ

ております。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 最後ですけども、そういうことであれば、最終的に正式な完了の、それは入っておらん。査定するだけの設計料というようなことですね。はい、わかりました。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 黒木議員の激甚災害の指定の件ですけども、通知が来まして、7月24日に内閣府で閣議決定をされております。ただ、この激甚災害については、今年の5月から7月の間の豪雨災害全体が激甚災害指定となっております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野です。

財源についてお尋ねしたいと思いますけども、特定財源、その他の項目で、基本的に、先ほどの専決処分もそうですけども、繰越金と今回は基金の繰入金、それが財源となっておりますけども、本来、災害復旧については国、県が予算措置をするのが本当ではないかと思えますけど、それは町の単費で、まず復旧がスムーズに行くように早急に予算づけをした結果であろうと思えますので、最終的にこの財源はどのようになるでしょうか。お尋ねします。

○議長（山内 剛） 早川財政係長。

○財政係長（早川 正一） 長野議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、専決のときにつきましては、まだ補助の対象になるかどうかというところも不明でしたので、一般財源または基金の繰り入れ等を入れておりましたけども、次に御提案します補正4号のほうで国の補助がつくようになりましたので、今回の補正予算3号の部分につきましては起債の対応というふうになりますので、補正4号のほうにおきましては基金の繰り入れを取り消すということになっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 起債で対応されるということですか。

○議長（山内 剛） 早川財政係長。

○財政係長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

6.7%が国の補助がつくということになりますので、その残りの分につきまして起債対応ということになります。

以上です。

○議長（山内 剛） ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第7. 同意第4号 教育長の任命について

○議長（山内 剛） 日程第7、同意第4号教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、同意第4号教育長の任命について。

下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

まず、任命する方の住所を申し上げます。福岡県三井郡大刀洗町大字本郷34番地15、氏名、倉鍵君明、生年月日、昭和24年5月28日。

理由を説明いたします。

平成30年12月22日をもって教育長の教育委員としての任期が満了するため、新たに教育長の任命をする必要がある。これが同意案を提出する理由でございます。

裏面をご覧ください。履歴を表示しております。

なお、任命期間につきましては、平成30年12月23日から平成33年12月22日の3年間でございます。

以上で説明を終わります。同意、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 同意第5号 大刀洗町農業委員会委員の任命について

○議長（山内 剛） 日程第8、同意第5号大刀洗町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） おはようございます。産業課の佐々木でございます。

私から、同意第5号大刀洗町農業委員会委員の任命についての提案内容及び理由について説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。

下記の者を平成30年9月29日付で大刀洗町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

下記でございます。

大刀洗町農業委員会の委員に任命しようとする者の氏名、生年月日、住所を掲げております。提案理由でございますが、大刀洗町農業委員会委員の任期満了に伴う後任として、委員を新たに任命する必要があるため、議会の同意を求めるものです。

次のページの参考資料をご覧ください。

任命しようとする者 11名の氏名、職業、主な経歴、備考について読み上げさせていただきます。

1番、牟田直行、農業、過去に大刀洗町認定農業者の会会長を務めていらっしゃいます。認定農業者でいらっしゃいます。

2番、黒岩正秋、農業、現在、農事組合法人たいせいの役員を務めていらっしゃいます。認定農業者である法人の役員でございます。

3番、白石和寿、農業、過去に青年農業士等を務めていらっしゃいます。認定農業者でいらっしゃいます。

4番、手嶋竜一、司法書士。司法書士として、リンク総合司法事務所を営んでいらっしゃいます。こちらは、農業者以外からの推薦、利害関係を有しない者としての推薦となっております。

5番、中村順治、農業、現職の農業委員でいらっしゃいます。認定農業者でいらっしゃいます。

6番、溝上勝久、農業・自営業、現職の農事組合法人新田の役員でいらっしゃいます。認定農業者である法人の役員でいらっしゃいます。

7番、中原實、農業、過去に大刀洗町認定農業者の会役員を務めていらっしゃいます。認定農業者でいらっしゃいます。

8番、柳繁彰、農業、現職の農業委員会会長でいらっしゃいます。

9番、樋口安子、現職の農業委員でいらっしゃいます。失礼しました。職業は、農業・会社役員でいらっしゃいます。

10番、棚町豊、農業、現職の大刀洗町農業委員会委員でいらっしゃいます。

11番、長野信光、農業、過去に大刀洗町認定農業者の会役員を務めていらっしゃいます。認定農業者でいらっしゃいます。

今回、上記の11名の方々を任命するに当たっての経緯についてですが、平成28年に、その下に抜粋を載せておりますけれども、農業委員会等に関する法律が改正されております。その第8条でございます。「委員の任命について。委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する」と改正されました。これに伴いまして、従来の選挙制から任命制に変更がされたところでございます。これを受けまして、

5月に校区ごとに、区長さんを中心した地域の皆様に推薦の依頼の説明会を開催しましたところ、条例定数11名に対して11名の推薦があったところでございます。

なお、候補者の推薦に当たりましては、区長さんを中心とする地域の方々のほか、議員の皆様にも御協力をいただいております。この場をお借りして、お礼を申し上げます。

その11名の方に関しまして、8月9日に評価委員会、これは職員と識見を有する者で構成しておりますが、評価委員会を開催しまして、評価・選考を行っております。

その内容ですけれども、先ほどの続きの法律の4号をご覧いただきたいと思います。上から7番目でございます。次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない、これは欠格条項を定めたものであります。1号、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、2号、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、こちらについては、本籍地等への照会を行い、確認をし、問題ないと判断されております。

次に、5項です。市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない、これは認定農業者等が過半数を占めなければならないという条項でございます。次のページをお願いいたします。第1号、認定農業者である個人、第2号、認定農業者である法人の業務を執行する役員又は使用人。今回の場合、定数11名に対して6名以上認定農業者等がいる必要がございますが、今回7名いらっしゃいますので、問題ないと判断されております。

第6項でございます。途中から読ませていただきます。委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない、これは中立委員が1名以上必要ということでございます。今回、司法書士の方が1名いらっしゃいますので、問題ないと判断されております。

第7項でございます。こちらも途中から読ませていただきます。委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない、これは若手、女性の積極的な登用を促す条項でございます。今回11名中、女性が1名ということで、性別の偏りという点について多少問題があるかと思っておりますけれども、これとは別に農業委員会が委嘱をします農地最適化推進委員、こちらに1名女性がいらっしゃいますので、農業委員会全体としては女性が2名いらっしゃることで、また若手の登用に当たっては30代、40代の方が各1名いらっしゃることで、また平均年齢に関しても現委員を大きく下回っておりますことから、問題なかろうと。さらには、この規定については努力義務であるから、今後は努力していただきたいという意見をいただきつつ、問題ないと判断をいただいております。

以上の評価の結果を8月10日に町長に報告し、地域からの推薦のあった11名の方について任命の提案を今回行うものであります。よろしく御審議の上、御同意いただけますようによろし

くお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） このたび、農業委員の新たな人員が発表されまして、11名が新たに農業委員になられましたけども、そのうち女性は1名ということ。本来、農業委員会の委員なり各種委員会については、努力義務として、3割以上の女性を委員として任命するというので、町のほうもいろいろ努力されていると思います。中には、教育委員会のようにしっかりと努力されて、約半分を女性にするという目標のもとにしっかりと任命されていますけども、農業委員会についてはなかなか従来から女性委員の任命が少ないと。今回は、特に市町村長が任命するという事なんで、なかなかいろんな条件があって難しい面はあると思いますけども、やはり区長に依頼して、それで終わりというのではなくて、町のほうも、そういった3割以上女性が委員になっていただくような努力を今後とも引き続きすべきであると思っております。意見として聞いていただきたいと思います。今後、努力してください。

○議長（山内 剛） 回答はいいですか。意見として、佐々木産業課長、何かそれに対して一言。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、平田議員の意見に対しまして、一言お答えしたいと思えます。

先ほども説明しましたとおり、農業委員11名に対して1名ということで、不足しているというふうには感じております。

また、12月議会に定数条例を提案した際に、花等副議長から、「1校区1名、合計4名、女性の委員が選任されるように努力をしてください。」という意見もいただいております。その意見を受けまして、5月の区長さんを中心とした地域の方々に対する説明会においては、「ぜひとも女性の推薦もよろしくお願ひしたい。」ということをお願いしたところでございます。

ただし、具体的にこの方を推薦していただけないだろうかというところまでには至りませんで、また区長さんたちに関しまして、推薦をしていただくのは初めてのことでございまして、推薦自体、かなり御苦労して推薦をしていただいております。その中で、この方ではなくて、「ぜひ女性を」というところまでは言えず、地域からの推薦を尊重するというのが法の主旨でございますので、今回は地域からの推薦を尊重させていただいたところでございます。

次回、3年後となりますけれども、次回の選任に当たっては、ぜひとも3割を達成できるように努力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） よろしいですか。ほかにございせんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 重複いたしますが、先ほど答弁がありましたように、12月議会で農業委員の改正があるということで、こういう結果になるというのは見えていた分もあったわ

けです。それで、平田議員も、私も、非常に女性の登用ということで申し上げたところです。

特に農業委員には女性農業委員をとということで、女性登用の柱といいますか、先進的なものもありまして、議会におきましても女性農業委員をお願いしてきておりまして、なかなかそうは言っても、一般選挙人からは挙がりづらいところがありまして、それで議会推薦という形をとってきていたところです。これがなくなるということで、地域推薦ということになると、なかなか女性の登用が難しかろうというのはよくわかります。わかりますけれども、そのときにしっかり申し上げて、課長も、町長も、校区に1名の女性をつくっていくという、かなり力強い答弁があったと私は思います。農業委員に4人というのは難しいとしても、せめて農業委員に2人、それから推進委員のほうに2人ぐらいの決定は欲しかったなど、とても残念に思っております。

さっき答弁にありましたが、最初のことだったので、課長も強引にお願いできなかったということが先日の全員協議会の中でもございました。あれだけ強い答弁をいただいておりますが、いま一つ積極的ではなかったのかなと思ったところですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 花等議員の質問にお答えします。

正直申し上げまして、女性委員の推薦に当たっては、先ほど申し上げたとおり、ぜひこの方というような推薦ができず、努力不足を感じております。

1つは、大刀洗町の女性農業者の方に関しては、県から委嘱される農村女性アドバイザーというのがあるんですが、そういったものに関しても受けていただくことが大変難しく、何人の方にも当たったんですが、結局、農業委員さん、女性2名、現在いらっしゃいますけれども、その方たちに兼任をしていただいているような状況でございます。

先ほど説明しましたが、中立委員、農業者以外の方からの推薦に当たっては、これについては法令で定めてありますので、努力をいたしまして、森田議員に大きな御協力をいただいて、うまく推薦をいただいているところですが、女性委員に関しては、先ほども申し上げておるとおり、ちょっと言いわけになってしまいますが、努力義務というものもありまして、努力が足りなかったというふうに感じております。

次回に関しては、中立委員と同じように、具体的に、どこの地域にどういの方をお願いしたいというのをお願いして推薦いただくように努力したいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほか、ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩し、この時計で10時半から再開をさせていただきます。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（山内 剛） それでは、休憩前に引き続き、再開させていただきます。

日程第9. 議案第27号 大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第27号大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 健康福祉課、平田でございます。

では、議案第27号大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるでございますので、今回上程した次第でございます。

最後の紙、3枚目をお開きください。新旧対照表のほうで説明させていただきます。

まず、旧のほうでございますけれども、第4条の部分でございます。災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。その第1号の部分でございますけれども、「死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族」のその後ろでございますけれども、その後ろに、括弧としまして、「兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。」を追加するものでございます。そうしまして、新たに第3号を追加するものでございます。死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものでございます。

1枚お戻りいただきたいと思っております。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

御審議いただきまして、最後には承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第28号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護
保険広域連合規約の変更について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第28号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） それでは、議案第28号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、介護保険法の一部改正により、県から保険者へ指定権限が移譲されたことに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要が生じました。あわせて、福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直し等に伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回の介護保険広域連合に所属する地方自治体のほうの全ての自治体のほうで、議会のほうに上程されているものでございます。

では、3枚目をお開きください。よろしく申し上げます。

まず、事務の変更の部分を先に説明させていただきます。

第4条の部分の広域連合の処理する事務の部分でございますけれども、第1条第4号の部分でございます。「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び」の部分からでございますけれども、そこが「指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者」に変更するものでございます。

続きまして、次のページ、最後のページ、4枚目をお願いいたします。

右のページの部分でございますけれども、別表第2の第4のところでございますけれども、その業務の部分でございますけれども、先ほど申しましたところ、アンダーラインを引いている部分に変更されているものでございます。5番目のところでございますけれども、旧の部分でございますけれども、2つの項目がありましたけれども、そこが新しく、「地域支援事業の実施及び運営に関すること」ということに業務の部分に変更されているものでございます。

続きまして、組織に関するものでございますけれども、1枚お戻りいただきまして、3枚目をお願いいたします。

第11条の部分でございます。広域連合の執行機関等の組織の部分でございますけれども、「第11条、広域連合に、広域連合長、支部長7人及び副広域連合長を置く」となっておりますけれども、その部分でございますけれども、アンダーラインを引いておるところでございますけれども、変更後としましては、広域連合長の後でございます。「副広域連合長1人及び支部長8人を置く。

ただし、広域連合長及び副広域連合長は支部長を兼務する」で、第2項の部分が新設でございます。「副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき、又は広域連合長が欠けるときは、その職務を代理する」でございます。そうしまして、第3項の部分でございますけれども、「広域連合長、副広域連合長及び支部長は、広域連合議員を兼ねることができない」となっておりますのでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

第12条の部分でございますけれども、第4項が新設されているものでございます。第4項は、副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから選任するものを新しく設けまして、ただし、旧の部分でございますけれども、第5項の部分でございます。「副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する」、その部分を削除するものでございます。

続きまして、第13条の部分でございますけれども、「第2項、副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、広域連合長は、任期中においてもこれを解職することができる」という部分を削除しておりますのでございます。

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第29号 町道の認定について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第29号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 建設課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第29号町道の認定について、議案の説明をいたします。

提案理由としましては、春日上高橋線は、国道322号バイパス新設により国道322号の一部の道路の移管を受けるため、町道の認定を行うものでございます。

北鶴木21号線は、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき開発区域内道路の協議を行い、完了検査の結果、道路の基準に適合しているため、町に帰属し町道の認定を行うものでございます。

1ページ目をご覧ください。

今回御提案する路線は2路線ございまして、1つ目の春日上高橋線は、先ほど申しましたように、国道322号バイパス新設により、国道322号の道路の一部を町道に移管するため、新規に路線を認定するものでございます。

2つ目の北鶴木21号線は、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき、開発区域内道路の協議を行い、完了検査の結果、道路の基準に適しているため、町に帰属させ、町道の認定を行うものでございます。

まず、一番上の、番号が352号で、路線名が春日上高橋線でございます。起終点は、起点が春日799番1地先で、終点が上高橋1077番地先でございます。道路の延長は1,292.9メートルで、幅員が6.6メートルから15.4メートルの路線でございます。

2ページ目をご覧ください。2ページ目は位置図になります。

図面の緑色の部分が町道路線の認定を提案する春日上高橋線になります。起点は、図面右側の春日区小島地区の西側になりまして、終点は、図面左側、上高橋区の国道322号と県道鳥栖朝倉線との合流部分になります。

1ページにお戻りください。

番号が353号で、路線名は北鶴木21号線でございます。起終点は、起点が鶴木1424番31地先で、終点が鶴木1424番64地先でございます。道路の延長は82.1メートルで、幅員が5メートルから10メートルの路線でございます。

3ページ目をご覧ください。位置図になります。

こちらの場所は、国道500号線沿いで、北鶴木にありますジョイフルの東側に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。図面の緑色の線が町道路線の認定をする北鶴木21号線で、道路の形状はおおむね直線になっております。

4ページ目をご覧ください。

緑色に着色している部分が北鶴木21号線になります。起点側が、幅員6メートル、終点側が幅員5メートル、延長が82.1メートルの路線となります。今回の開発区域は、平成30年5月16日に完了検査を実施いたしまして、道路が町道の基準に適合しておりましたので、今回認定をするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 3番目の新規認定、北鶴木の21号線、これについての図面が、これは、はっきりは、この4ページの、言うなら38.5メートル、ここしか緑は塗ってなかった。大体、あと43.6メートルじゃけん、もう少し先まで塗らないと、これは図面としてならないと思います。

以上。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 濟いませぬ。申し訳ありませんでした。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 国道322号線の町道認定の件ですが、普通、今までですと、新しい道路がある程度できてからの町道認定のことが多かったと思うんですが、今度はまだ買収が終わっているのか終わっていないのか知りませんが、新しい国道バイパスといいますか、それも全然見えていない時点で町道認定されるというのはどういうことでしょうか。もう協定書が交わされたから、町道にするということなんですか。ちょっと早い認定だなと思いますので、答弁願います。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 花等議員の御質問にお答えいたします。

国・県道を工事する際には、町道に移管する部分の町道認定がまず先に来る必要がございます。町道認定をした後、移管協議を行いまして、旧道部分の整備を行うわけでございますけれども、県が用地買収にかかるためには、町が町道の路線を認定をしておく必要がございますので、先に町道の認定をしておく必要がございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） よろしいですか。ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第30号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第30号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第30号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

お手元議案書、1枚めくっていただいて、2枚目をご覧ください。

平成30年度大刀洗町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるということで、まず、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,384万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,929万5,000円とする。

次に、第2条として、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正について、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によるということで、4ページをご覧ください。

まず、4ページ、第2表、債務負担行為補正、事項としましては、富多地区定住促進住宅整備

事業、期間は平成30年度から平成61年度まで30年間、限度額6億1,648万1,000円、これを債務負担行為補正を計上させていただいております。

次に、第3表をご覧ください。地方債補正として、起債の目的としまして、農業施設災害復旧事業2,500万円、公共土木施設災害復旧事業6,910万円、計9,410万円を起債の追加としております。

次に、2番の変更についてです。臨時財政対策債について、平成30年度普通交付税の算定が終わり、臨時財政対策債が確定したために変更するものでございます。変更額は、変更前が1億8,800万円、変更後、補正後が1億9,147万円に変更、補正をしているところでございます。

次に、歳出について御説明いたしますので、9ページをご覧ください。9ページ、歳出について御説明いたします。

職員手当及び共済費につきましては、人事異動等に伴う増減でございますので、これについては省略させていただきまして、主なものを説明いたします。

それでは、お手元、10ページをご覧ください。

2款1項5目財産管理費、補正額9,799万6,000円、主なものとしましては、まず、18節備品購入費415万円、内容は、公用車の購入ということで、10人乗りのワゴン車を購入する予定で計上しております。

次に、25節積立金9,384万6,000円、これは後で説明いたしますけれども、ふるさと応援寄附金を2万円追加増額しておりますので、それに伴う48%の金額で、9,384万6,000円をふるさと応援寄附金積立金として計上しております。

11目校区センター管理費、補正額113万4,000円、15節工事請負費でございます。内容は、ふれあいセンターフェンス取り替え工事費でございます。

13目交通安全対策費、補正額800万円、15節の工事請負費、内訳は交通安全施設設置工事費、内容は、二線提の堤防の拡幅工事をしましたので、それに伴いまして、高低差があるために、両側にガードレールを設置するものでございます。

19目ふるさと応援寄附金事業、補正額1億460万円、まず、8節の報償費、お礼品。アナログ分のお礼品として60万円。13節委託料1億400万円、これはふるさと応援寄附金事務委託料でございます。これは、2億円の追加する分の52%を計上しております。

次、11ページをご覧ください。

11ページ、2款2項2目賦課徴収費、補正額50万円、13節委託料、これは税務課において、相続財産管理人選任費として50万円の計上をしております。これは、相続を放棄した物件、土地及び建物の相続財産管理人の選任費用でございます。

12ページをご覧ください。

3款1項10目社会福祉会館管理費、補正額24万9,000円、11節需用費、これはぬくもりの館の玄関スロープタイルの改修費24万9,000円を計上しております。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額1,621万8,000円、これにつきましては、13節委託料、菊池学童保育所増設工事実施設計業務委託料91万円8,000円、19節負担金・補助金及び交付金として保育所等整備事業費補助金、これは本郷保育所の分でございます、1,524万8,000円。

次、14ページをご覧ください。

5款1項5目多目的機能支援交付金事業、補正額63万9,000円、23節償還金・利子及び割引料として多面的機能支払交付金事業費返還分63万9,000円、これは、該当する農地に転用が生じたために、面積が減少するための返還金でございます。

10目農村環境整備費、補正額385万円、内容は、13節委託料60万円、これは農地等流入土砂処分委託料、これは先日の水害に伴う土砂処分の委託料でございます。15節工事請負費325万円、これは豪雨災害農道等補修工事費でございます。

13目農業集落排水事業費、補正額151万円、これは繰出金としまして、下水道事業特別会計繰出金として151万円を繰り出しております。

次、16ページをご覧ください。

16ページ、7款3項2目公共下水道費でございます。補正額176万7,000円を減額しております。これは、下水道特別会計繰出金に176万7,000円を減額でございます。

次、17ページをご覧ください。

9款2項1目一般管理費、これは小学校です。補正額452万3,000円、まず、11節需用費、各小学校補修費として100万円を計上しております。13節委託料、教育用ネットワークサーバー構築委託料332万7,000円を計上です。15節工事請負費、小学校の遊具補修及び撤去工事費として281万9,000円を計上しております。18節備品購入費、教育用情報機器等購入費として332万7,000円を減額しております。

7目小学校改築費、補正額1,200万円、13節の委託料、4つの小学校空調設置工事実施設計業務委託料ということで、4つの小学校の空調設備の設計業務委託料ということで1,200万円を計上しております。

次、18ページ、一番下ですけれども、9款6項3目勤労者体育センター管理費、補正額90万8,000円、13節委託料、建築設備定期点検報告委託料90万8,000円、これにつきましては、勤労者体育センターが、以前は該当しませんでしたけれども、県のほうから、定期点検の対象範囲が拡大されたために勤労者体育センターがこの定期点検報告に当たるということで、平成

30年度から報告するようになりましたので、委託料が新たに発生しております。

次、19ページをご覧ください。

19ページ、10款1項1目農業災害復旧費、補正額1億9,000円、内訳としては、15節工事請負費1億円、農林災害復旧工事費でございます。

次に、2目公共土木施設災害復旧費、補正額1億円、15節工事請負費、これも公共災害復旧工事費1億円でございます。

以上が、歳出について御説明いたしました。

次、歳入について御説明いたします。

7ページをご覧ください。

7ページ、まず、11款1項3目災害復旧費分担金として2,500万円、これは災害復旧費分担金として、受益者負担ということで地元から徴収する分で、約1億円の4分の1ということで、2,500万円を計上しております。

次に、13款2項2目民生費国庫補助金、補正額3,017万5,000円、これは保育所等の整備交付金ということで、これは本郷保育所の補助ですけれども、国の補助率が2分の1から3分の2に上がったために、補助金が増額しております。

7目災害復旧費国庫補助金、補正額7,337万円、これは公共土木施設災害復旧費補助金として、1億円の約3分の2の補助金を計上しております。

次に、14款2項8目災害復旧費県補助金でございます。補正額5,000万円、これは農地・農業用施設災害復旧費補助金の1億円の2分の1として5,000万円を計上しております。

16款1項1目一般寄付金、補正額2億100万円、内訳として、まず一般寄付金として100万円、それとふるさと応援寄附金として、ここで2億円の増額をしております。

17款1項1目基金繰入金、補正額2,862万7,000円の減としております。内訳としましては、まず、4節のふるさと応援基金繰入金として987万3,000円を計上し、6節の災害対策基金繰入金として3,850万円を減額をしております。

8ページ、18款1項1目繰越金、補正額396万2,000円、これは前年度繰越金として計上しております。

19款3項1目雑入、補正額128万6,000円、主なものとしまして、多面的機能支払交付金の返還金として85万2,000円を計上しております。

最後に、20款1項1目臨時財政対策債、補正額347万円、これは臨時財政対策債が確定したために347万円を計上。

8目災害復旧事業債、補正額9,410万円、内訳としては、まず農業災害復旧事業債2,500万円を計上し、2節公共土木施設災害復旧事業債6,910万円を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。

歳出の17ページ、7目の小学校改築費で、4小学校の空調の実施設計委託料がここで1,200万円計上されております。小学校の空調の整備については、保護者、議会、それぞれ今まで要望なり請願等も出してきたわけですが、課題等も非常に多い、児童が多いということで人的配置のほうに予算を使わせていただきたいというのが教育長の考え方でございました。それで、来年度が中学校、再来年が小学校2校、その翌年度が残り小学校2校を順次空調の整備をしていくという説明があつてありましたけども、ここに来て、補正で一挙に4小学校同時に実施をされるということで、これは国の補正のほうで採択がなされなければ、なかなか実施は難しいとは思いますが、なかなか腰を上げられなかったのが、ここに来て一気にもう全部やっしまおうというような考え方になられたのは、どういう心境の変化でございましょうか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、お答えいたします。

まずは、議員おっしゃったように、物より人ということで、この数年、指示してまいりましたけども、昨今のこの暑さと、もう一つは、国のほうが来年度あるいは今年度の補正で小中学校の空調設備についての増額をしたというところもありまして、予算的に国の予算の補助を受けることができる可能性が高まったことと、もう一つは、昨今のこの暑さはやっぱり異常と言わざるを得ませんので、どうせするならということで、今回一挙に実施設計をお願いした次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 国のほうの採択ができなかった場合とか、できても全額はできなかったケース、そういう場合、残りはまだ町の単費でも4小学校を整備をする考えはございますか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、お答えします。

基本的に、財源のことについては教育委員会に権限がございませんので、子どもがそのつもりであっても、全体的な予算の都合もありましょうから、私のほうから町単費でやるというふうには、この場で断言することは難しいかというふうに思っております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） では、予算の執行権を持っております町長に、同じ質問をしたいと思っております。どういうふうにお考えですか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 長野議員の御質問にお答えします。町長にということでしたけど、代わりに答えさせていただきます。

現時点では、まず4小学校を含めて補助金を採択していただけるように、そこに全力を注ぎたいというふうに考えております。その後については、町の全体の歳出、歳入含めて、その時点で判断をしたいというふうに考えております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 本来、もっと早い時期——今度は全国一斉に申請が上がってくるだろうと思いますけども、国もその部分については非常に進めなければいけないちゅう考えもあるようですけども、もう少し早い時期から、計画を立てた中で、もう二、三年前からやっておけば、少なくとも半分ぐらいはもう学校関係は終わっとるんじゃないかと思えますけども、その点の反省も、ここで求めませんけども、今、副町長の答弁のとおり、何としても町の執行部のほうにはしっかり頑張っていていただいて、同時に環境整備ができるようお願いしたいと思えます。

○議長（山内 剛） 再度ですけど、中山副町長、もう一言。（発言する者あり）安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確かに御指摘のとおりでありますけども、もともと何もしてなかったわけではなくて、エコ塗料とか塗ってあれしていますから、この間、糟屋郡の宇美町から視察に来ておりましたけど、外気温と比べると3度ぐらいは低いんです。ですから、エコ塗料を塗って、大体そこそが行けるだろうと思っていましたけど、やっぱり今の気温が異常に高くなっているということで、そこら辺はあんまり責めてほしくない、そのように思っています。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） それでは、もう一点。

10ページの2款1項5目の公用車の購入費、これが上がっておりますけども、今、大刀洗校区で買い物とか病院等に利用されている車の買いかえだろうと思えますけども、その点、ちょっと確認したいと思えます。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、長野議員にお答えします。

今現在、10人乗りのハイエースがございまして、もう恐らく20年以上経過しておりまして、あちこちで改修しているところがございますけども、その車がもうすぐ車検を迎えますので、現在のハイエースは車検まで使って、今後、新たに購入する分でございます。

ただ、購入費用といたしましては、415万円計上しております。財源のほうは、今年7月に行われましたコンサートの寄附金の215万円、それとふるさと応援寄附金の190万円から財源としておるところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） これは、お願いというとおかしいですけども、その車は、当然、町のいろんな形で利用されると思いますけども、大刀洗校区でも、そういった、今のハイエースの後として使われるだろうと思います。そのために、高齢者が利用しやすい、準福祉的な、例えば補助のステップが出てくるとか、昇降口の扉が広いタイプとか、手すり等も整備をされた、そういう高齢者の方が利用されやすいような車を私は検討していただきたいと思っておりますけども、そういうお話は内部でされましたか。

○議長（山内 剛） 早川財政係長。

○財政係長（早川 正一） 長野議員の御質問にお答えいたします。

今回購入を予定しておりますハイエースにつきましては、先ほどおっしゃったように、電動ステップ、また手すり等をつけて、乗りやすいものを考えております。また、ハイルーフといいまして、天井が高いもの、そちらを予定しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 確認ですけども、先ほどの総務課長の答弁の中で、現在のハイエースは車検をもう一度受けて、追加購入でこの分を買われるというふうに答弁で理解したんですが、間違いないでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 説明の仕方が悪くて申し訳ございません。今ある車は、車検まで使用して、その後は廃車でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 17ページの教育費一般管理費の中で、教育用ネットワークサーバー構築委託料と、その前に購入費で計上してあったのを委託料に変えられてあります。これは、検討した結果だと思んですが、その推移といいますか、経過を教えてください。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 花等議員の御質問にお答えいたします。

こちらのほう、備品購入費から委託料へ変更になった件ですが、昨年、先生方のパソコンを購入しております、その分を、役場の電算室のほうのセンターサーバー化をしております。そこで配線を行った業者でなければ、今度、パソコン室等のパソコン、各小中学校から電算室のほうにサーバーを置く際に、その配線がその業者しかできない形になったために、本当でしたらそれも含んで入札という形に当初はしておりましたが、そこへの委託しかできないということで、今

度、委託料のほうに変更させていただいております。

以上です。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 次の18ページの教育用ネットワークサーバー等の、その下のもの
その関連でよろしいでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 2項のほうが小学校費、下の3項のほうが中学校の分という形にな
っております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほか、ございませんか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 17ページの一般管理費の中の工事請負費で遊具の撤去工事が
281万円含まれておりますが、これは1カ所でしょうか、複数箇所なのか。1カ所であれば、
どこの撤去費なのか、お聞きいたします。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 花等議員の御質問にお答えいたします。

遊具に関しましては、毎年、安全点検のほうを行っております。安全点検を踏まえまして判定
をしていただきまして、D判定なりC判定、子供たちが使用するには危険があると判断されたも
のに関して今回撤去及び修理を行うという形になりますので、4校とも該当しております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 12ページの一番下、負担金・補助金のところの本郷保育園の補
助金が上がっておりますが、これ、総事業費、幾らの予定でしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） この補助金が上がった分に関してですが、町のほうで、待機児童解
消に向けた緊急的な対応に関する施策に基づく事業と子育て安心プランのほうの採択を受けてお
ります。その分に関して、基準額の増額及び国の補助率の増額となりまして、当初でしたら2分
の1の補助という形になっておりましたのが、3分の2の補助という形になりまして、その分で
本郷保育所への補助額のほうを増額しております。

全体的な数字といたしましては、交付金の補助額としては5,156万9,000円を予定して
おります。町も含めてという形になります。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 今のは補助額ですね。事業費は幾らぐらいを見込んであるんでし

よう。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 補助対象になる事業費で、その他の経費は含まない形で7,799万4,000円となっております。

○議長（山内 剛） ほか、ございませんか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 小さいんですけども、同じく12ページの介護予防事業費の中で、健康体操教室の介護予防委託料が20万5,000円増額になっております。これは、どういう内容の委託料でしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） それでは、花等議員の御質問に答弁いたします。

例年ですけど、昨年までですけども、年1回健康体操教室の体力測定を行っていった次第ですけども、昨年はドリームセンターのほうで行ってございました。ですけども、やはり場所的に遠くてなかなか参加できないという地域の方々の御意見がございましたので、今年度は大堰につきましては交流センター、残り3つの校区につきましては各小学校の体育館を使って行うようになりました。それで、回数がプラスの3回増えるということがございますので、業務委託しております（ウェブ21）のほうからの職員数の派遣が多くなってきますので、その分の人件費等が増えた関係でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほか、ございませんか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 7ページの歳入の件です。

基金繰入金の災害対策繰入金が3,850万円減額になっております。これは、専決処分で上がっていた分が取り消された分だと思うんですが、これはどこに吸収されていったのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 災害対策基金繰入金で3,850万円減額しておりますので、その分につきましては、この補正予算で追加で補正した起債の分で、その金額が計上されております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第13. 議案第31号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第31号平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、予算書を1枚お開きいただきたいと思っております。

議案第31号平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,827万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

では、6ページをお開きください。

歳出の部分の説明をさせていただきます。

1款1項1目一般管理費でございます。

3節職員手当等、4節共済費につきましては、人件費でございますので、割愛させていただきます。

13節委託料、事業状況報告・調整交付金申請等作成システム改修委託料としまして27万円を計上させていただいております。

続きまして、歳入の部分でございます。

5ページに戻らせていただきます。

先ほどの委託料の27万円分のことでございますけれども、県補助金としまして27万円、特別調整交付金として10分の10、補填されるものでございます。

そして、人件費の部分でございますけれども、6款1項1目一般会計からの繰入金としまして、職員給与等の繰入金としまして15万5,000円、歳入として計上させていただいております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質問ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第14、議案第32号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（山内 剛） 日程第14、議案第32号平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正

予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、ただいまから、平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の御説明をいたします。

平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億504万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをご覧ください。

まず初めに、歳出予算の御説明をいたします。

まず、農業集落排水費でございます。

1款1項2目大堰処理施設管理費でございます。補正額151万円、内容としまして、13節委託料150万円、マンホールポンプ場の用地測量業務委託料でございます。こちらは、床島地区にありますマンホールポンプ場の制御盤が民有地のほうに設置されていたことが判明いたしましたので、制御盤設置の敷地として用地買収を行うため、土地を分筆する測量費として150万円を計上しております。

また、次の17節公有財産購入費でございますが、分筆した用地の購入費として1万円を計上しております。

続きまして、2款1項1目一般管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

以上、補正予算として提案いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ——申し訳ございません。歳入が抜けておりました。

議案書の5ページをご覧ください。

歳入は、3款1項1目一般会計からの繰入金としまして、マイナス25万7,000円を計上しております。内訳としまして、一般会計繰入金（公共下水道事業分）がマイナスの176万7,000円、一般会計繰入金（農業集落排水分）が151万円となっております。

以上、補正予算として提案いたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質問ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第15. 認定第1号 平成29年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16. 認定第2号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17. 認定第3号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18. 認定第4号 平成29年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19. 認定第5号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山内 剛） 日程第15から日程第19まで一括議題とさせていただきます。

日程第15、認定第1号平成29年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、認定第5号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上5件については、関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案一括して、順次、提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、認定第1号から認定第5号につきまして、続けて説明させていただきます。

まず、認定第1号平成29年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、決算特別委員会のほうで御審議いただきたいと思っておりますので、実質の収支について御説明いたします。

では、認定第1号の一般会計歳入歳出決算書の221ページをご覧いただきたいと思っております。一般会計の実質収支に関する調書でございます。

まず、歳入総額70億9,289万9,900円、歳出総額65億8,031万5,883円、歳入歳出差し引き額5億1,258万4,017円でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額として9,113万2,000円、実質収支額4億2,145万2,017円でございます。

以上で、一般会計の平成29年度決算について説明を終わります。

次に、認定第2号平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

条文につきましては、先ほど申し上げた分と同じでございますので、実質収支について御説明い

たします。

決算書の35ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、歳入総額21億496万6,325円、歳出総額20億1,278万5,451円、歳入歳出差し引き額9,218万874円、繰越明許費等はございません。実質収支額9,218万874円でございます。

以上で、平成29年度の国保特別会計の決算の説明を終わります。

次に、認定第3号平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

お手元、決算書の15ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、歳入総額1億8,597万9,161円、歳出総額1億8,068万9,954円、歳入歳出差し引き額528万9,207円、繰越明許費等の繰越額はございません。実質収支額528万9,207円でございます。

以上で、平成29年度の後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の説明を終了いたします。

次に、認定第4号平成29年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書の11ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億1,124万8,937円、歳出総額1億685万7,037円、歳入歳出差し引き額439万1,900円、繰越明許等の繰越額はございませんでした。実質収支額439万1,900円でございます。

以上で、平成29年度の土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を終わります。

最後に、認定第5号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

お手元、決算書19ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、歳入総額6億9,056万2,856円、歳出総額6億9,056万2,856円、繰越明許費繰越額等はございません。実質収支は差し引きゼロでございます。

以上で、認定第1号から認定第5号までの提案について終了いたします。御審議、よろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） お諮りします。平成29年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計決算の認定につきましては、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会は、9月6日午前9時半より協議会室で開催をいたします。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時38分
